

瀬戸市休日保育事業実施規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年7月4日

瀬戸市長 川本雅之

瀬戸市規則第15号

瀬戸市休日保育事業実施規則の一部を改正する規則

瀬戸市休日保育事業実施規則（平成24年瀬戸市規則第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(事業内容) 第2条 <省略> 2 事業の定員は、 <u>市長が別に定めた人数</u> とする。ただし、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第32条及び第33条の規定を満たす場合は、定員を超えて児童を受け入れることができるものとする。	(事業内容) 第2条 <省略> 2 事業の定員は、 <u>おおむね10人</u> とする。ただし、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第32条及び第33条の規定を満たす場合は、定員を超えて児童を受け入れることができるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。